

特集 つなぐ、次世代に「福島市

らしい特色ある文化」

1月1日 福島市文化振興条例スタート

■問／文化振興課 ☎525-3785

私たちの文化は、本市ならではの自然や歴史、生活の中で生まれ、脈々と受け継がれてきました。

約3,500年前の縄文時代から時を超え本市で出土した重要文化財の「しゃがむ土偶」。今では「しゃがむ土偶び〜ぐ〜」の愛称が付けられ、関連商品の販売や、土偶・縄文好きが集まる「び〜ぐ〜♡会」を開催するなど、新たな取り組みを通じて親しまれています。

本市が生んだ偉大な作曲家・古関裕而さん。その作品は、誰もが一度は耳にしたことがあるものばかりで、昭和39年の東京オリンピックの選手入場行進曲「オリンピック・マーチ」や全国高校野球選手権大会でおなじみの「栄冠は君に輝く」など数々の歴史的な作品が皆さんの心に刻まれています。

市内には、福島の桃源郷と称される花見山をはじめとした花の名所が数多くあり、見頃には、たくさんの方が花を楽しんでいます。そうした花を愛でる習慣も、特色ある本市の

文化のひとつです。

これらの他にも、平安時代から続く、五穀豊穡と無病息災を祈願する神事「金沢の羽山ごもり」や明治時代に建てられた芝居小屋でもある「旧広瀬座」などの有形文化財、美術、写真、演劇、茶道、書道、華道など、私たちの周りには、先人たちの努力により発展し、現代まで継承されているたくさんの文化があふれています。

市では、本市ならではの特色ある文化を守り、次世代へと持続的に発展させていくために「福島市文化振興条例」を制定しました。

条例の主なポイントは次の3つです。



福島市文化振興条例 3つのポイント

01 福島市らしい文化の継承と持続的発展の道しるべ

文化振興のための基本理念と、市や市民などの役割を定めています。文化施策を総合的かつ計画的に推進し、福島市らしい特色ある文化の継承と持続的な発展のための道しるべとなります。

02 福島市らしい条例を目指して

福島市を知らない方にも本市らしさが伝わる内容とするため、地勢や成り立ち、時代背景、特色ある文化などを具体的に記載しています。

また、これまでの文化振興への取り組みを振り返り、反省・課題に立った今後の決意や、より幅広い文化振興施策を推進するための基金を創設した点なども、本市独自の特徴です。

03 文化以外の分野における各施策との相乗効果

文化の振興だけでなく、地域社会や観光、まちづくり、教育など、各分野の施策を推進していく中にも、文化の要素を取り入れ、文化振興と相乗効果を発揮します。

地域に根差した文化は、私たちの心と生活に安らぎや潤いをもたらすとともに、ふるさとを愛する心を育みます。本市ならではの特色ある文化によって、魅力あふれる地域を実現していきましょう。



③ そのような中で、文化振興条例という道しるべができたことは、大変喜ばしいことだと思えます。同時に、未来を見据えた政策や計画であって欲しいとも思います。デジタル時代にどのような文化芸術を花開かせることができるのか、地域の文化資源をどのように活用できるのか、そして何よりも未来を託す子ども達をどう育成すべきなのか、真剣に考えることが必要だと思えます。派手な発表の機会だけが増えるような道しるべではなく、福島への誇りと愛着、そして心の拠り所になるようなキラリと輝く街づくりにつながる条例となることを期待します。

② 古関裕而さんは本校の卒業生であり、「校歌」や「青春歌」を作曲されるなど、とてもつながりが深い方です。そうした縁もあり、本校では3年に一度「古関裕而音楽祭」を開催し、古関裕而さんの作品を演奏して偉業を讃えています。

福島市には、四季折々の豊かな自然やその風土の中で育まれた全国有数の果物、個性ある飯坂・土湯・高湯の三名湯など、多くの文化があります。これらは私たち福島市民の誇りですが、それぞれの文化同士の繋がりが極めて少ないと思います。個々に対する支援だけではなく各分野が協力し、より深く魅力的な新しい文化を作り上げることができるよう施策が必要かもしれません。

古関裕而さんとゆかりのある福島商業高校の音楽教諭である瓶子美穂子先生へ条例に期待することなどを伺いました。

インタビュー Interview



福島商業高校 音楽教諭 瓶子美穂子先生